

令和6年6月12日

---

## 竹原市内の障害福祉サービス事業所で働きませんか ～障害福祉職員応援給付金を支給します～

---

### 1 概要

今後も見込まれる障害福祉サービスの需要の増加に備え、市内事業所の障害福祉サービスの質を確保し、障害のある人が住み慣れた地域でいつまでも生活していくための基盤づくりを促進するため、新たに市内事業所に障害福祉職員として就職する者に対し、応援給付金を交付します。

### 2 交付対象者

市内の障害福祉サービス事業所へ新規採用（R6.7.1～R9.3.31）され、雇用期間の定めのない常勤として雇用された障害福祉職員で、3年以上勤務した者。

ただし、雇用開始の前1年間、市内の障害福祉サービス事業所（介護サービス事業所）で働いたことがない者に限る。

### 3 支給額等

障害福祉職員1人につき、勤続1年後に10万円。勤続3年経過後に10万円とする。

新規採用を理由に市内へ転入する者については、住居移転費用として追加で10万円を支給する。

(合計で最大30万円)

問い合わせ

市民福祉部 地域支えあい推進課 生活支援係 担当：原

T E L 0846-22-7743 F A X 0846-23-0140